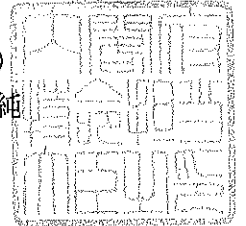


消政策第490号
平成29年7月31日

消費者委員会委員長
河上正二 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
松本 純



「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」
に対する消費者庁の実施状況について

平成29年1月31日付けの貴委員会の「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」に対する消費者庁の実施状況を別紙のとおり報告します。



「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」 に対する消費者庁の実施状況について

1. 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の取組

(建議事項1)

消費者庁及び厚生労働省は、消費者保護の観点から、以下の取組を行うこと。

- (1) 消費者庁は、身元保証や死後事務等を行う身元保証等高齢者サポート事業による消費者被害を防止するため、厚生労働省その他関係行政機関と必要な調整を行うこと。
- (2) 厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対しヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。
- (3) 消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、前記(2)を踏まえ、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、必要な措置を講ずること。

3. 消費者への情報提供の充実

(建議事項3)

消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するに当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。

建議事項1について

今回の建議において最も重要であるのは、建議事項1(2)に掲げられている消費者問題の実態把握であることから、消費者庁は、速やかな実態把握の着手に向け、厚生労働省との間で、情報共有及び意見交換をしてきたところ。

また、消費者庁では、独立行政法人国民生活センター、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、一般社団法人全国消費者団体連絡会、公益社団法人全国消費生活相談員協会、一般財団法人日本消費者協会及び公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会へヒアリングを行い、同様のサービスに関する消費生活相談等についての実態を把握したところ。(現時点においては、同様のサービスに係る事業者の破綻案件が他にも発生しているという状況は確認されていない。)

建議事項3について

消費者庁としては、現時点において、「建議事項1について」で述べた状況にあることから、厚生労働省により行われる実態把握の結果がまとまった段階で、情報提供の実施を含む必要な措置について改めて検討する考えである。